

# 令和3年度 会津若松市住宅用太陽光発電システム等 設置補助金について

会津若松市では、地球温暖化を防止し、環境にやさしいまちづくりを目指して、住宅用太陽光発電システムを設置した市民の方に補助金を交付しています。

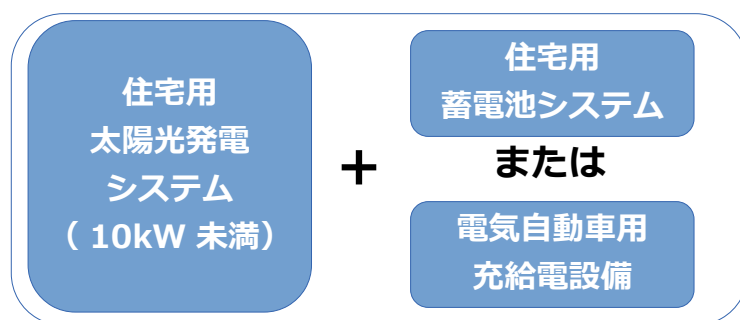
**本補助金について、補助要件、交付単価等については令和2年度から変更はありません。**

**令和3年5月6日より補助金交付申請書類の受付を開始します。**



## ■ 補助要件

- 住宅用太陽光発電システム。ただし、住宅用電池システムまたは電気自動車用充電設備と同時設置※されたものであること



※ 住宅用蓄電池システム等の設置に係る領収書の領収日が住宅用太陽光発電システムに係る電力受給契約による電力受給開始日の前後90日以内であること。

## ■ 交付単価・補助予定件数

- 交付単価：20,000円/kW（上限4kW分）
- 補助予定件数：10件

【お問い合わせ先・申請先】 会津若松市役所 市民部 環境生活課  
電話：0242-39-1221  
メール：kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

## 申請期間

- 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）まで  
※先着順となります（郵送不可）。  
※予算額に達した場合、上記期間内であっても申請受付を締め切ります。

## 下記の要件をすべて満たすことが必要です

- 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること。※増設の場合、既設分と合計で10kW未満であること。
- FIT法に基づき、電力会社と「電力受給契約」を締結し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに電力受給を開始すること。
- 会津若松市内にあり、現に居住している自らの住宅等に設置したものであること（建売住宅含む）。
- 市税を完納していること。
- 過去に本補助金を上限まで受けていないこと。
- 住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充給電設備と同時設置したものであること。

住宅用蓄電池システム：国の補助事業の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものであること など

電気自動車用充給電設備：国の補助事業の対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされているものであること など

## 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 収入印紙が貼りつけられた工事請負契約書または売買契約書の写し
- 申請者本人の住民票（発行日が3ヶ月以内のもの）
- 対象システムの設置状態を示す写真および対象システムが設置された住宅等の写真
- 住宅等の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図
- 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- 電力会社からの「電力受給契約確認書」の写し
- 対象システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し（「単線結線図」など）
- 建物の所有者の承諾書（申請者と対象システムを設置した建物の所有者が異なる場合）
- 申請者本人の過去3年分の納税証明書（共有分を含む。発行日が3ヶ月以内のもの）
- 対象システムを設置した住宅等の登記簿謄本の写し（発行日が3ヶ月以内のもの）
- このほか、市長が必要と認める書類